１

随意契約理由書

１　案件名称

鶴町基地鉄構工場天井クレーン修繕

２　契約の相手方

神内電機製作所株式会社

３　随意契約理由

本修繕は、鶴町基地の鉄構工場に設置されている天井クレーンの修繕を行うものである。

昨年度、不具合箇所の特定を兼ねた年次点検業務委託を実施し、巻上げ装置、走行装置、電気設備の不具合が報告され、速やかに修繕しなければ天井クレーンが使用できない状態になる可能性があることが判明した。

本天井クレーンは、製造会社によって吊上荷重やスパンに合致するよう設計・製作された設備

であり、部材・機械設備・制御設備の構造や相関関係は、製造会社でなければ知り得ない。

本修繕に関しては、高い安全性が求められ、機器の構成や構造、運転プログラム等の製造会社固有の知識を有したうえで的確に故障状況を認知でき、かつ同一規格で品質管理の十分なされた製造会社の純正部品を取替えることが機器の機能を発揮するうえで不可欠である。

したがって本修繕の施行能力を満たす業者は上記業者のみである。

以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。

４　根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

５　担当部署

大阪港湾局計画整備部設備課（機械）

２

随意契約理由書

１　案件名称

令和６年度　保全監理課（港湾工事）軽貨物自動車長期継続借入

２　契約の相手方

大阪トヨタ自動車株式会社

３　随意契約理由

本借入は、市発注工事の監督業務を行う職員の輸送に使用するための軽貨物自動車１台の借入を行うもので業務遂行上、必要不可欠なものである。

今回、令和６年１１月３０日に契約期限を迎える借入車両は適切なメンテナンスが行われており故障等の不具合もなく、継続使用に支障のない良好な状態である。

したがって、上記受注者と再リース契約（令和６年１２月１日～令和１１年１１月３０日）を行えば、別業者と新たにリース契約を結ぶより、大幅に経費削減を図ることができる。

以上の理由により本借入について、上記受注者と随意契約を行うものである。

４　根拠法令

　　　地方自治法施行令　第１６７条の２　第１項第２号

５　担当部署

　　　大阪港湾局計画整備部保全監理課

３

随意契約理由書

１　案件名称

令和６年度　保全監理課（港湾工事）軽貨物自動車長期継続借入（その２）

２　契約の相手方

大阪トヨタ自動車株式会社

３　随意契約理由

本借入は、市発注工事の監督業務を行う職員の輸送に使用するための軽貨物自動車１台の借入を行うもので業務遂行上、必要不可欠なものである。

今回、令和７年２月２８日に契約期限を迎える借入車両は適切なメンテナンスが行われており故障等の不具合もなく、継続使用に支障のない良好な状態である。

したがって、上記受注者と再リース契約（令和７年３月１日～令和１２年２月２８日）を行えば、別業者と新たにリース契約を結ぶより、大幅に経費削減を図ることができる。

以上の理由により本借入について、上記受注者と随意契約を行うものである。

４　根拠法令

　　　地方自治法施行令　第１６７条の２　第１項第２号

５　担当部署

　　　大阪港湾局計画整備部保全監理課